

3類型	農林水産物	通巻番号	2-21-012
地域資源名	杉	認定日	平成22年2月10日
地域	青森県つがる市	所管省庁	農林水産省、経済産業省、国土交通省

事業名：青森県産杉による粉炭の製造と粉炭を活用した環境浄化資材の開発・製造

会社名：津軽国土保全協同組合

所在地：青森県つがる市木造越水屏風山3番地

連絡先：TEL：0173-26-3288

事業概要(新たな活用の視点)

- ・青森県は、全国第4位の杉の人工林を有しており、広葉樹に次ぐ面積を占める重要な樹種であるが、間伐材や伐採時の残材が未利用になっている。
- ・本事業では、杉の間伐材や残材を原料として製造した粉炭を活用し、新たな環境浄化資材(水質浄化材及び建築環境浄化材)を開発し、販路拡大にとり組む。特殊な製造技術を用いて、浄化する環境に合わせ、施工しやすい形状に成型できる製品をめざす。



林地の残材

売れる商品づくり(競争力、市場性、販路)

◆競争力

- ・粉炭は、杉の間伐材や残材を使用し、廃材を使用しないため、建築環境浄化材として安心して家の中に設置することが可能。水質浄化材は、特殊技術により成形加工しており、作業性が良く、耐久性があるので長期的には低コストが期待できる。

◆市場性

- ・生活雑排水や工業用排水に係る水質浄化ニーズや漁業資源保護のための水源保全活動の動きが活発化している。
- ・床下調湿、化学物質吸着、脱臭等の機能を有し、高气密性や省エネ対策を施した住宅へのニーズが高まっている。

◆販路

- ・水質浄化材は、小規模河川での需要を想定しているため自治体を中心に、建築環境浄化材は建築資材商社を中心に販路を開拓する。



チップパーで残材を砕く



チップを炭化した粉炭

地域資源における関係事業者との連携

- ・木材の安定的な収集に関し、東北森林管理局や間伐・製材事業者と協力する。また、つがる市とは、水質浄化資材の試験や、粉炭の利用拡大、設備使用等に関する協力を得る。